

## 英国・ドイツ出張報告

2014年10月27日 rev

GRIPS 開発フォーラム 大野泉、長嶋朱美

GRIPS 開発フォーラムの大野泉と長嶋朱美は、2014年10月8日～17日にかけて英国(ロンドン)とドイツ(ボン、ベルリン)を訪問し、両国の開発協力政策・実施を担う機関や研究機関と意見交換を行った(訪問先・面談者リストは別添資料を参照)。今回出張の主目的は、①OECD/DACによるODAの定義見直し、ポストMDGsの枠組構築など、開発協力が新時代を迎えつつある中、特徴ある両国の国際開発政策の現状と方向性を調べることに、及び②日本の官民連携の取組への示唆を得るために、両国の民間セクター連携アプローチや主要な議論について調べることに(特に、中小企業の海外展開、BOP/インクルーシブ・ビジネス(IB)支援)、の2点であった。

英国では在英日本大使館の松浦博司公使と平田万由里氏(一等書記官)、及び JICA 英国連絡所の中村浩孝氏(首席駐在員)に面談や情報提供を含め、大変お世話になった。中村首席駐在員には、一部の会議にも同行いただいた。ご協力に深く感謝したい。以下、英国とドイツでの面談のポイントを記す<sup>1</sup>。

### 要旨

- ・ 英国は、国際公約であった ODA/GNI 比 0.7% を 2013 年に達成した。2012 年実績からの大幅増は、国際機関への拠出、及び二国間 ODA では人道援助と保健セクター支援による。
- ・ 国際開発省 (DFID) は数年前から成長回帰に転じているが、2014 年 1 月にグリーンニング大臣が発表した経済開発重視は、英国の成長戦略との関係をより意識した内容である。ただし、支援の中身は総花的でいまだ具体性を欠き、イニシアティブの羅列にとどまっている印象。
- ・ DFID は借款再開を検討中であるが、具体的な戦略が打ちだされるのは来年 5 月の総選挙後の可能性が高い。一方、英連邦開発公社 (CDC) を通じて、金融面で、貧困国の民間セクター支援、BOP ビジネス支援 (インパクトファンド設置) を強化している。
- ・ DFID は二国間 ODA の対象を貧困国 28 カ国に絞っているが、外務省はこれに縛られず、OECD/DAC リスト国に ODA を供与している。また、紛争予防・安定化・平和構築等の支援は、ODA と非 ODA 予算を組み合わせた「Conflict Pool」という財源で実施している(外務省、DFID、防衛省の三省共管)。
- ・ ドイツの経済開発協力省 (BMZ) は、ムラー新大臣のもとで「未来憲章」(Future Charter) を策定中で、11 月 24 日に首相に提出予定。サステナビリティを中核コンセプトとし、開発協力への関心を広く喚起しようと(特に若者)、参加型プロセスによる国民対話を実施中。
- ・ ムラー BMZ 大臣の優先アジェンダは、①農村開発、飢餓・貧困撲滅、②難民への支援、③中東・アフリカ地域の安定化。民間セクター連携も推進するが、環境・社会・人権等の倫理面でドイツ企業が果たすロールモデルとしての役割、職業訓練等を重視(ドイツ企業の利益を重視したニーベル前大臣とは異なるアプローチ)。
- ・ ドイツの民間セクター連携支援は、二国間 ODA のパートナー国 (58 カ国) に縛られず、ODA/DAC リスト国を対象に実施されている。
- ・ ドイツ国際協力公社 (GIZ) は、2015 年 1 月に新体制をスタートさせる方向で組織を見直し中。非 ODA を含む多様な資金・アクターとの連携、機動性、コスト削減等において一層強化する。

<sup>1</sup> GRIPS 開発フォーラムが過去に実施した英国・ドイツ出張報告も参考にされたい。

2009 年 8 月 13 日付 <http://www.grips.ac.jp/forum/pdf09/Germany-England-report1.pdf>

2011 年 10 月 6 日付 [http://www.grips.ac.jp/forum/pdf11/UK\\_Germany/1006\\_UK\\_Germany\\_Report.rev.pdf](http://www.grips.ac.jp/forum/pdf11/UK_Germany/1006_UK_Germany_Report.rev.pdf)

- ・ 中小企業の海外展開支援については、英国(UKTI)・ドイツ(GTAI、商工会議所)ともに輸出振興を中心に積極支援(日本のような海外進出に対する政策プッシュはない)。相対的ではあるが、日本の中小企業より国際化(欧州が中心)が進んでいる。ただし、ドイツは ODA を活用して、官民連携プログラム(develoPPP.de)や内外の商工会議所への開発協力専門家の派遣等により、中小企業の海外進出や BOP ビジネス支援に取り組んでいる。
- ・ 日本への示唆として、開発協力において官民連携を推進する際に、(短期的なビジネス関係だけでなく)日本が蓄積してきた経験・知見、培ってきた「価値」を示し、相手国と「共創」しながら世界に貢献していく方針を明確に打ち出すことが重要と感じた。
- ・ 世界の課題が多様化・複雑化する中、ODA 予算だけで全てに対応することは難しい。ODA 増額や民間資金の積極動員に努めつつ、公的支援において ODA に全てを詰め込むのではなく、別予算(非 ODA)でも必要な手当てをし、適切な場合には連携を図っていくべきはないか。

## <英国>

### 1. 国際開発省(DFID)の新しいイニシアティブ

英国の国際開発大臣は2012年9月に就任したジャスティン・グリーンング氏で、キャメロン連立政権(保守党・自由民主党、2010年5月～)では、アンドリュー・ミッチェル前大臣に次ぐ、2人目である。グリーンング国際開発大臣は、前大臣が打ち出した方針を踏襲しつつ、①経済開発支援、②女性支援、③脆弱国・ポストコンフリクト国支援を、とりわけ強く推進している。DFIDは1997年の労働党政権時代に借款をやめ、グラント(贈与)中心の援助にシフトしたが、2014年2月に英国議会下院の国際開発委員会は、DFIDに対して借款再開の可能性や適切な制度設計について検討すべきと勧告した(後述)。勧告をうけて、また経済開発支援を効果的に行う観点から、現在、DFIDは将来の資金協力のあり方を検討中である。なお、英国は2013年にODA予算をGNI比0.7%まで増額させるという国際公約を達成した。0.7%を達成したのは、G7諸国では英国が最初である。

#### (1) 経済開発重視へのシフト

経済開発重視は民間セクターとの連携は、DFIDにとって新しいテーマではないが、グリーンング大臣の施策は、英国の成長戦略をより強く意識している点が特徴である。労働党政権の2008年にシュリティ・バデラ副大臣(当時)が「Growth—Building Jobs and Prosperity in Developing Countries」という政策文書を発表し、「国際成長センター」の設置やUNDPと連携した「ビジネス行動要請(Business Call to Action: BCtA)の推進を含め、貧困削減至上主義から転換が始まっていた。現政権でミッチェル前大臣は2011年に「The Engine of Development—The Private Sector and Prosperity for Poor People」という民間セクター開発戦略を発表し、DFID内に民間セクター局を新設するとともに、DFID職員に業務のやり方をビジネス流に変え、「民間セクターのDNAをDFID業務に主流化する」ことを求めた。民間企業への投資金融機関である英連邦開発公社(CDC)の改革が始まったのも(後述)、同大臣の時からである。

これに対し、以下にみるように、グリーンング大臣は、英国企業への直接支援(タイド援助)を禁じた国際開発法(2002年)の枠組の中で、経済開発を通じた貧困撲滅の達成をめざしている。その際に、外務連邦省(FCO)やビジネス・革新・スキル省(BIS)、英国貿易投資庁(UKTI)等といった英国企業の利益を推進する立場の省庁と連携したり、英国政府・組織がもつ専門的知見を動員して脆弱国を含む途上国における経済ルールづくりに貢献するアプローチをとっている。

- ・ 2013年2月——女性・女兒、脆弱国支援と人道支援、そして経済開発を DFID 支援のプライオリティとする方針を発表 (ONE Campaign UK で演説)
- ・ 2013年3月——「Investing in Growth」演説。新市場・新興国の経済開発、貿易の重要性、英国ビジネスが果たす役割を強調 (於 ロンドン証券取引所)。
- ・ 2013年11月——DFID 大臣として初めて、ハイレベルのビジネスミッションを同行してタンザニアを訪問。続いて、DFID、FCO、UKTI による合同政策文書、「アフリカとのハイレベルの繁栄パートナーシップ (High Level Prosperity Partnership in Africa)」を発表、英国とアフリカ諸国の共栄のために関係省庁が連携して取り組むことを約束。アンゴラ、コートジボアール、ガーナ、モザンビーク、タンザニアの5カ国をパイロット国と指名。
- ・ 2014年1月——「Smart Aid」演説。雇用創出を重視し、経済開発支援を最優先する。二国間の経済開発支援を2015/16年までに18億ポンドに増加 (2012/13年から倍増)、DFID に経済開発担当の副次官ポストを新設する方針を発表 (於 ロンドン証券取引所)。

続く2014年1月31日に、DFID は「Economic Development for Shared Prosperity and Poverty Reduction: a Strategic Framework」(以下、戦略枠組)を発表した。主要な柱は以下のとおり。

- ・ 世界の貧困層が繁栄を分かち合えるために国際ルールを改善する。
- ・ 民間セクターの成長を促進する環境づくりを支援する。
- ・ 困難な脆弱国において投資・貿易フローを促進する (ODA はその触媒になる)。
- ・ ビジネスによる投資が開発に貢献するように、働きかける。
- ・ 成長がインクルーシブ (包摂的) で、女性や女兒の利益になることを確保する。

根底に流れる認識は、①貧困問題の文脈や地政学が急速に変化しており、貧困層は将来、脆弱国に集中するとともに、中所得国に深く残ること。②開発ファイナンスの方法が多様化し、FDI や新しい金融モデル、海外送金が重要になる一方、ODA は依然として貧困撲滅に重要で、多様なファイナンスを組み合わせた取組が求められていること。③英国がもつ既存ツールを活かしながら (企業や国際機関との連携、マルチ・ドナーによるインフラ支援等の実績)、さらなる革新をめざす必要があること。④将来の市場になる途上国・脆弱国 (frontier markets) において、貿易のルール、金融インフラ、契約調達や税の透明性等の点で繁栄を分かち合うルールづくりや組織改善に取組み、(英国企業を含む) ビジネスの開発効果が高まるよう働きかけることが重要であること。⑤英国の政府・専門組織に蓄積された世界をリードする知見を動員し、全政府的アプローチにより英国による貢献を最大化することが重要であること<sup>2</sup>。

では、経済開発重視の方針は、DFID 業務にどのような変化をもたらすのか。我々は DFID の担当チームからヒアリングを行ったが、戦略枠組に記された内容を超えるものはなく、支援イニシアティブの総花的な羅列という印象をめぐえなかった。彼らの説明によれば、ひとつは、今まで行ってきた伝統的な支援を継続すること (ビジネス環境の改善、マクロ経済の安定化、徴税システム強化、民間インフラ開発グループ (PIDG) によるインフラ支援<sup>3</sup>、採取産業透明性イニシアティブ (EATI) 等)。もうひとつは、新しいタイプの支援を導入することである。例として、①PIDG を経由しない DFID 単独のインフラ専門家の派遣<sup>4</sup>、②開発金融の新モダリティとして、借款再開の可能性の検

<sup>2</sup> 戦略枠組は、外務連邦省 (FCO)、英国貿易投資庁 (UKTI)、ビジネス革新スキル省 (BIS)、財務省 (HMT)、歳入関税庁 (HMRC)、エネルギー・気候変動省 (DECC)、環境・食料・農村省 (DEFRA) を含め、全政府的に取り組むべきと述べている。

<sup>3</sup> PIDG は Private Infrastructure Development Group の略。2002年に設立されたマルチ・ドナー拠出による、途上国における民活インフラ投資を支援するファシリティ。8ドナーが参加しており、拠出額では英国が最大である。

<sup>4</sup> 日本ではごく普通の支援だが、DFID はインフラ支援を単独で行わず、PIDG 経由で実施しているので、今般、ナイジェリアが最初のインフラ専門家派遣の例とのこと。

討(後述)、③英連邦開発公社(CDC)における DFID インパクトファンドの設置(後述)、④革新的なビジネスモデルの推進やビジネスとのネットワーク構築強化、⑤全政府的アプローチによる英国の知見の動員、ビジネスとのネットワーク構築等が言及された。

しかし、国レベルで経済転換を引き起こすために、これらのイニシアティブが現地でどのように実施されるのかが重要になる。この点については、DFID チームからは具体的な説明は得られなかった。英国開発研究所(ODI)の研究者からは、経済開発支援の様々なイニシアティブが打ち出される中、どのようにして開発効果を測定・検証するかますます難しくなる、といった指摘があった<sup>5</sup>。確かにそうだろう。しかし、日本の支援は現場主義で長年、資金協力でインフラ整備をしながら、マスタープランや開発調査を通じて地域開発計画を策定したり、農業・農村開発等を面的に支援している。平行して、技術協力により、関連する組織能力の強化や人材育成を行っている。したがって、日本の場合は、様々な支援の相乗効果や連関を具体的に考えて実施しやすいし、実際に、プログラム化の取組を含め、そうした努力が払われている、といえよう。

なお、2014年5月に David Kennedy 氏が経済開発担当の初代副次官に任命された(同氏は、気候変動委員会の委員長を務めていた)。今後、Kennedy 氏のもとで戦略枠組にもとづく詳細や、借款再開の検討が進むことが期待される。

## (2) ODA 増額の公約達成

英国は MDGs 達成にむけた国際世論を長年リードし、2013年までに ODA/GNI 比で 0.7%を達成するという援助増額の公約を超党派で遵守し、昨年ついに実現した。厳しい財政事情で保健と国際開発以外の予算は削減を強いられている状況の中、英国の国際開発に対する強い政治的意志には目をみはるものがある。(キャメロン首相は、ポスト MDGs アジェンダを国連事務総長に提言するハイレベルパネルの共同議長のひとりで、2013年5月に報告書を提出した。)英国の2013年の ODA 総額は 11,437 百万ポンドで、2012年の 8,766 百万ポンドから約 30%も増加し、このうち DFID には 10,040 百万ポンドが配分された(OA 総額の 87.8%に相当)。これは 2012年の 7,593 百万ポンドから 32%強の大幅増である<sup>6</sup>。英国は ODA 支出純額で、米国に続く第 2 位のドナーになっている。(出所:「DFID Annual Report and Accounts 2013-14」、2014年7月公表、暫定値版)

大幅増の主な理由は、国際機関経由の支援(3,242 百万ポンド(2012)→4,771 百万ポンド(2013))<sup>7</sup>、二国間援助における人道援助(426 百万ポンド→824 百万ポンド)と保健セクター支援(654 百万ポンド→907 百万ポンド)の増加による。人道援助のうち、シリア危機対応(シリアと周辺国)に 295 百万ポンドが支出された。(出所:「DFID Annual Report and Accounts 2013-14」、同上)

英国 ODA 予算の今後は来年 5 月の総選挙の結果に左右されるが、現時点では GNI 比 0.7%の水準は、法制化されないまでも、保守党、労働党のどちらが政権を担っても維持されるだろうとの見方が強い。(ただし、最近台頭している極右政党、UKIP(英国独立党)は、援助反対とのこと。)

<sup>5</sup> カウンターファクチュアル(「なかりせば」という仮想の)の分析は難しく、投入した援助のリンケージ効果を推定することは難しいというコメントがあった。

<sup>6</sup> 「DFID Annual Report and Accounts 2013-14」の Table 1.1 (p.11) 参照、支出純額ベース。2014年4月に発表された ODA、GNI 額の暫定値にもとづく推計。ODA/GNI 比については、後日、GNI 額の最終確定をうけて若干、変更になる可能性はある。

<sup>7</sup> 国際機関経由の数値は支出純額ベース、上掲報告書 Table B.1 (p.237)。セクター別支出はグロスベース、上掲報告書 Table B.3 (p.248)を参照。

### (3) 借款再開の検討

英国議会下院の国際開発委員会は、2012年10月以降、新しい時代の開発協力における DFID の戦略を検討するための調査を開始し、2014年2月に「The Future of UK Development Co-Operation: Phase1 Development Finance」を発表した。この報告書は、英国援助は今後も貧困国の貧困層支援に焦点をあてるべきとしたうえで、開発資金ニーズがさらに多様化することに備え、グラント援助は低所得国の基本的ニーズの充足や緊急支援、脆弱国支援や紛争地域、地球公共財対応(他のファイナンスが難しい場合)に限定せよ、としている。中所得国の経済転換支援、インフラ支援(低所得国でもリターンが見込める場合)、民間セクター連携は、借款を活用する方向で検討すべきである。そのために、DFID は組織内あるいは英国開発銀行の設立を通じて譲許・非譲許性借款を供与する能力をもつべきで、マルチ援助のチャネルの活用可能性とあわせて長期の開発金融戦略を検討すべきと、提言している。そして、DFID は2014年内に「開発資金白書」を作成することも提言している。

国際開発法(2002年)は借款供与を禁じていないが、1997年のDFID設立時に初代クレア・ショート大臣はグラントに専念する方針を示し、今日まで継承されている。またミッチェル前大臣の時に、二国間援助の選択と集中が進められ、現在、DFID は28の低所得国に絞ってグラント援助をしている(2015年にインドは援助対象外になり、27カ国となる予定)。借款再導入の議論は、ポストMDGs時代に、現行のDFIDのマンデートでは直接支援ができない中所得国や新興国、また経済開発支援において重要な民間セクターとの連携に取り組むツールをDFIDとして確保したいという意図のあらわれと言えよう。

DFIDの「開発資金白書」は、経済開発担当の副次官、Kennedy氏のもとで作成される予定である。今回、担当チームとの面談は叶わなかったが、ODIでDFIDの経済開発支援に詳しいDirk Willem te Verde氏(国際経済開発グループの長)によれば、下院の国際開発委員会が求めた年内の白書発表は難しいだろうとのこと<sup>8</sup>。来年は総選挙があり、借款再開といった大方針は新政権が決定することになるだろう。よって、「開発資金白書」のとりまとめは遅れるが、来年7月の国連Finance for Development会議(アジスアババで開催予定)までには、何らかの戦略は策定されるのではないかと。英国開発銀行を設置するのか、DFIDに新機能をもたせるのか、マルチ機関を活用するのか、といった大きな判断は当面はしないだろう。ただし、当面は、経済開発支援ツールのひとつとして、パイロット的にDFIDのインド事業に融資コンポーネントを導入したり、CDCにDFIDインパクトファンドを設置するなど、小規模の取組を進めているとのこと。今後、EUの「ブレンディング・ファシリティ」(加盟国のグラント援助を公的金融機関による借款と混ぜて一定の譲許性を持たせ、借入側により有利な条件を作り出す試み)<sup>9</sup>の活用可能性も考えるのではないかと、とのことであった。

### (4) 新興国とのパートナーシップ構築

キャメロン政権は発足直後、2010年5月に国家安全保障会議を設置しており(DFID大臣もメンバー)、その下に新興国に特化した小委員会がある(議長は外務大臣)。国際開発では2011年2月に、ミッチェル前大臣がチャタムハウスでEmerging Powers Speechを行い、新興国との戦略的パ

<sup>8</sup> 他の面談者からは、現在、DACで年内決着をめざしてODAの定義見直しが進んでおり、DFIDとしては、この結果もふまえて、銀行機能とCDCの役割分担のあり方を考えるのではないかと、という見解が示された。

<sup>9</sup> EU・アフリカインフラ投資基金等の地域別のファシリティが創設されている。EUブレンディング・ファシリティの詳細は、山本愛一郎氏(JICA欧州連合首席駐在員)による「新たな方向性を模索するEUの開発援助」を参照されたい。[http://www.grips.ac.jp/forum/pdf14/AY\\_article/Article\\_MrYamamoto.pdf](http://www.grips.ac.jp/forum/pdf14/AY_article/Article_MrYamamoto.pdf)

ートナーシップ構築を謳った。新興国の経済政策が途上国成長や貧困削減に重要な影響を及ぼすこと、新興国の経験を活かして地球規模の課題解決や貧困国支援を行う意義等に鑑み、DFIDの二国間援助から卒業後も、新興国とは異なる方法でパートナーシップを強化する方針を打ち出した。つまり、DFIDは開発支援を通じて市場形成の土台づくりに貢献し、FCOやUKTIは市場の繁栄(prosperous)に協力するという考えである。

この演説をうけて、「グローバル開発パートナーシップ・プログラム(GDPP)」が立ち上がった。GDPPは、DFIDが新興国と合同で、地球公共財の提供、または途上国(第三国)の開発支援を実施するものである。2011年からブラジル、中国、インド、南アフリカといった4カ国を優先国として事業の合同プログラミングをしている。次に重要な新興国は、メキシコ、インドネシア、コロンビアであるが、これら諸国とは政策対話が中心で、資金を伴う合同事業は行っていないとのこと。GDPPがめざすところは、①開発効果の改善、②地球公共財への貢献、③より効果的なマルチシステムの構築、④より質の高い低所得国への投資である。

GDPPの年間予算は約50百万ポンドで、2011年～15年までに約200百万ポンドが配分されている(初年度は21百万ポンドの予算で開始)。担当者によると、新興国の比較優位と途上国側のニーズのマッチングなど案件形成に手間がかかるので執行率は低く、1年目が6百万ポンド、2年目が9百万ポンド、3年目が17百万ポンド、4年目が30百万ポンド(見込み)とのこと。GDPPの例として、ブラジル農牧研究公社(EMBRAPA)によるモザンビークやマリへの農業支援の言及があった。また、最近、DFIDは中国開発銀行とアフリカのインフラ開発に関する協力についてMOUを締結し、詳細は今後つめていくとのことであった。

#### (5) 紛争予防、安定化、国家建設と平和構築

現政権は2014/15年までに脆弱国家支援をODA予算の3割にまで引き上げる方針である。その主要な取組のひとつとして、軍事・非軍事の資金を組み合わせ、紛争予防や治安の安定化、そしてDFIDによる人道支援を機動的かつ補完的に実施することをめざす、Stabilization Unitの活動がある。

Stabilization Unitは、Post-Conflict Reconstruction Unit(2004年設立)を前身とし、2007年12月に現在の名称に変更された。FCO、DFID、国防省(MOD)が共管し、FCO内にあるオフィスに3省の職員が働いている<sup>10</sup>。同ユニットの活動は、「Conflict Pool」と呼ばれるODAと非ODA資金を混ぜた予算で支えられている<sup>11</sup>。財務省から直接、Stabilization Unitに予算が配分されるが、統計上は、ODA分はDFIDの支出として計上される。2014/15年の予算は10.840百万ポンドである<sup>12</sup>。Conflict Poolの支出方針、対象国や活動方針は国家安全保障会議に諮られ、2011年に向こう3年間の方向性が承認されている。予算執行は、Overseas Stability Building Board(3省をコアに財務省や関係省庁、Stabilization Unitチームが参加)が監督する<sup>13</sup>。同BoardはPKO予算も監督している。2014/15年の方針(2014年3月時点)によれば、危機下にある国(シリア等)、上流での紛争予防が必要な国(リビア、ソマリア、南スーダン、アフガニスタン等)、リスクが高まっている国(エ

<sup>10</sup> Stabilization Unitの職員数は2011/12年は86名、2013/14年は76名だったが、2014/15年は70名以下に抑える方針になっている。

<sup>11</sup> Conflict Pool予算は2001年に設けられ、2008年に再編された。

<sup>12</sup> 「Stabilization Unit Business Plan 2014-15」, March 2014 (FCO, MOD, DFID)。なお、英国の会計年度は4月1日～3月末である。

<sup>13</sup> 「Conflict Pool Strategic Guidance April 2013」, FCO, DFID, MOD。

ジプト、レバノン等)に高い優先順位がおかれている。なお、Conflict Pool は、DFID の二国間援助の対象国以外でも、紛争予防・平和定着を支援できる(スリランカ、西バルカン等)。

Conflict Pool は 2014/15 年で 3 年目を迎えて終了し、2015 年 4 月からは新たに「Stability and Security Fund」として、Conflict Pool で得た経験と教訓を活かして、国家安全保障戦略の方向性をふまえて制度設計がなされる予定である。

## 2. 外務英連邦省(FCO)による ODA

英国では DFID が ODA の約 9 割を所掌するが、FCO も小規模ながら ODA 予算の配分をうけている(2014/15 年は 323 百万ポンドで、2015/16 年は 401 百万ポンドに増加する見込み)<sup>14</sup>。FCO は ODA を次の 4 つのチャネルで実施している。

- ・ FCO が新興国や途上国で実施する具体的なプログラム(以下を参照)
- ・ UN を中心とする国際機関への拠出
- ・ ブリティッシュ・カウンセルへの支援(2014 年は 99.6 百万ポンド、2015 年は 127 百万ポンドの見込み)
- ・ 在外公館の外務省職員が開発支援に携わった場合の労働対価(2013 年は 95 百万ポンド相当のスタッフタイムを ODA 予算に計上)<sup>15</sup>。

最初の新興国・途上国向けプログラムには、「Prosperity Fund」、「Security」、「Value」、「Great」等がある。Prosperity Fund は 2011 年に立ち上がり、新興国を対象として気候変動、知的所有権、透明性ある経済ルールの実施等、大使館が案件を提案し、FCO 本省にて審査する。予算は年間 20 百万ポンド程度で、1 件あたり約 10,000 ポンドの小規模案件を現地の大使館の提案を審査して実施している(注:日本の草の根無償に類似するものと思われる)。現地の官・民いずれの組織が提案するもので応募可能(例えば、中国では国家エネルギー庁に対し石炭からガスへのエネルギー転換に関するワークショップを開催支援)。DFID は国際開発法(2002 年)の規定、及び援助対象国を低所得国 28 カ国に絞り込むという現政権の方針に照らして新興国に直接支援は行っていないが、FCO は OECD/DAC リストに含まれれば中所得国や新興国にも支援する。DFID は 2012 年に対中援助を終了、2015 年には対インド援助も終了予定であるが、FCO の支援はこれに縛られないとのことだった。

他のプログラムのうち、Security はテロ対策支援、Value は人権擁護や法の支配の定着を支援する(例えばソマリア)。Great は英国企業に対する支援であるので、ODA 予算ではない。これらに加えて、FCO を含む複数省庁が共管している取組として、既述のとおり、コンフリクト・プール (Conflict Pool) 予算による Stabilization Unit がある。

## 3. 英連邦開発公社(CDC)

CDC は英国の開発金融機関で、途上国の生活水準向上を支援するために投融資等を通じて、持続可能な企業の成長を促す。現在は DFID が 100%株主となっている<sup>16</sup>。DFID の方針をうけて、現在の支援対象は、アフリカと南アジア(世界の貧困層の約 7 割が住む)に限定している。1948 年に

<sup>14</sup> FCO には、ODA チームとして 2 名が配置されている。

<sup>15</sup> これは、比較的最近始まったとのこと。FCO の在外公館職員は 2010 年以前から開発支援に関わっていたが、スタッフタイムは ODA 予算に計上していなかった。

<sup>16</sup> CDC は収益を事業や運営に再投資できるので、1995 年以降は政府からの新規出資をうけていない。

設立された当初は海外植民地で農業開発事業を行い、第二次世界大戦で疲弊した英国市民のために食料を供給する役割を果たした。1969年に英連邦以外の国での事業も認められるようになった。その後、CDCの役割は時代のニーズ、各政権の方針とともに変遷した。重点支援対象も、工業プラント、アグリビジネス等、多様な変化を遂げてきた。

1997年に成立した労働党政権はCDCを民営化する方針を掲げ、97年から2000年にかけて投資ポートフォリオの再編に取り組んだ。その結果、農業や中小企業向けの(利益率の低い)投資事業は整理された。2004年にCDCは公社として存続するものの、ファンドマネージャー(Fund of Funds)の役割に特化することが決まり、CDCからスピアウトする形で設立された民間の投資ファンド、ACTISとAUREOS(CDCスタッフの一部も移った、2004年に設立された)がアフリカ、南アジア、中南米を対象に投資事業を行った。ACTISとAUREOSは収益性の高い事業を中心に投資したので、ファンドビジネスとしては成功したが、一方で途上国の貧困層の生計向上というCDCのマンデートという観点から批判を浴びるようになった。

2010年に成立した現政権で、ミッチェル前大臣はCDC改革を発表し、議会の国際開発委員会によるレビューも行われた(2011年3月に報告書発表)。これをうけて政府はCDCをより開発志向にするために、次の改革を実施した：①ファンドマネージャーの機能を維持しつつ、直接投融資を再開する、②事業対象をサブサハラ・アフリカと南アジアに限定する、③開発効果を最大化するために雇用創出を中心的使命とする(民間セクター開発、繁栄といった一般論を超えて)、④職員の給与・待遇を他の開発金融機関の水準に戻す(それまでは、ロンドンの民間ファンドマネージャー並みだった)。この結果、2004年に35人にまで減ったCDC職員数は、2012年には130人に増加した。CDCは出資、メザニンファイナンス、融資、保証といった全ての金融支援を直接または間接的(既存ファンドや金融仲介機関を通じて)に行う組織となり、アフリカやアジアのファンドへの投資、個別事業や金融機関への投融資(重点分野はインフラ、金融、保健、教育、食品加工、製造業、建設業)を行っている。

2012～2016年の投資方針(Investment Policy)によれば、①投資の収益性は年率3.5%と定め(利益は確保するが、高収益は追求しない)、②開発効果として雇用創出を最重視し、収益性と開発効果を50%-50%の比重で評価することになっている。開発効果の高い事業を優先的に選ぶために、対象国の発展段階(難易度の高い国)と雇用創出効果(セクター分析を含む)の2つの観点から、投資の妥当性をランク付けする(「Development Impact GRID」という考え方)<sup>17</sup>。

雇用創出の効果を重視するため、労働集約的な製造業(繊維・縫製等)や建設、電力、通信、金融分野を重視し、資源産業は優先順位が低い。また、雇用創出の効果を出すという意味で、どちらかと言えば、大企業への投資にプライオリティをつける(mild preference)という説明があった。今後、中国・アフリカ開発基金やナイジェリアの年金基金といった新しいパートナーとの連携可能性も模索したいとのこと<sup>18</sup>。なお、CDCは金融支援先の国籍は問わず、アフリカ進出を検討している日本企業や、地場パートナーと合併を考えている日本企業との連携可能性についても関心が示された。

加えて、より最近のイニシアティブとして、①Frontier Investments チームの編成、及び②DFID イン

<sup>17</sup> 詳細は、「CDC Group plc Annual Review 2013」を参照。

<sup>18</sup> 中国の製造業がエチオピアやルワンダに進出していること、また、中国の大手靴製造メーカーの Huajiang Group のエチオピア進出を担い、現在、独立コンサルタント(China Africa Consulting, Ltd.のCEO)の Helen Hai 女士の取組について関心が示された。



パクトファンドがあげられる。①は、2013年4月に担当チームが組成され、とりわけ困難な国(当面は北部ナイジェリアとネパール)の事業を検討中である。②は、BOP/インクルーシブビジネス(IB)に投資するファンドへの金融支援で、英国政府が2013年のG8サミットで発表した社会的インパクト投資の推進イニシアティブと関連し、DFIDのグリーンング大臣は2012年12月にDFIDインパクトファンドの設置を表明した。13年間で75百万ポンドがコミットされている。1件あたり5~10百万ポンドの支援で、プロポーザル方式で支援先を選定する(2015年末にプロポーザルを締め切る)<sup>19</sup>。南アジアとサブサハラ・アフリカの低所得国・低位中所得国を対象とし、インドも含むがインドに特定したファンドには支援しない。またインドにおける事業への支援は全体の15%と上限を定めている。BOP層への裨益を目標とするので、通常の開発効果は使わず、収益性はゼロより大きければ良しとする。最初の投資先に、ナイロビを拠点としてケニアやエチオピア等の東アフリカのBOPビジネスに金融支援をしているNovastar Ventureが選ばれた(2014年1月)。FMO(オランダ)やNorfund(ノルウェー)、J.P.Morganや他の民間金融機関や財団も支援をしている。

#### 4. 英国貿易投資庁(UKTI)——中小企業の海外展開支援

UKTIは、英国の貿易と投資(主に投資誘致)を推進するために、FCOとビジネス・革新・スキル省(BIS)が共管する組織として、1999年に設立された。省の位置づけではないが、UKTI独自の大臣がいる。国内に約580人、海外に約1,300人が配置され、海外人材の大半は現地採用スタッフで公務員ではない。

キャメロン政権が2011年3月に発表した「Plan for Growth」(成長戦略)は、対英投資誘致と輸出促進を優先目標として掲げ、UKTIはその推進役として予算の重点配分をうけている。また、成長戦略に先立ち、BISは「成長のための貿易投資」白書を2011年2月に発表している。「Plan for Growth」の重点課題は以下である。

- ・ UKTIは中小企業の輸出促進のために新支援策を打ち出すこと。
- ・ FCOとUKTIを英国企業に海外大型案件に関する現地情報を提供し、受注に向けて集中的子援を行う。
- ・ 輸出信用保証サービスの対象となる製品の範囲と適格要件を拡大する。

政府の方針をうけて、UKTIとFCOはそれぞれ2011年5月に5ヵ年戦略を策定した。UKTIは革新的で成長ポテンシャルの高い中小企業の輸出促進や、中堅・大企業の大規模案件受注を通じて、中小企業をサプライチェーンにリンクすべく努力する方針を打ち出している。FCOは、商業外交を強化して、中小企業に限らず全ての英国企業が海外ビジネス機会を獲得できるよう支援することを打ち出している。以下、UKTIによる中小企業の国際化支援の主なものを例示する。製造業とサービス業の両方が対象となる。

- ・ 輸出へのパスポート(Passport to Export)プログラム: 輸出について経験・知識が十分でない中小企業を対象に、期間限定(1年)で、UKTIの国際貿易アドバイザーが準備、輸出計画の作成、必要に応じて市場調査や海外調査、展示会、研修や助言を行う。10年以上も続いているプログラムである。アドバイザー・サービスは無料だが、実費分は中小企業が負担する。国内13地域に配置されているUKTIの国際貿易チームが応募をうけつけ、支援の適否を検討する<sup>20</sup>。

<sup>19</sup> PwCチーム(4~5人)がプロポーザル審査を担当している。DFIDインパクトファンドは、500万人のBOP層を裨益し、100社への投資、追加の民間資金を誘発する目標をもっている。

<sup>20</sup> 2014年3月までの1年に2,698社が支援をうけ、年間目標の2,525社を上回った(出所:「UKTI Annual Report

- ・ グローバルな成長へのゲートウェイ(Gateway to Global Growth)プログラム：2～10年の輸出実績のある中小企業を対象に、国際貿易アドバイザーが新規市場の開拓や海外ビジネスの拡大のためにすべきことを助言する。必要あれば、大使館やUKTIの海外ネットワークを紹介する。上記と同様に、期間は1年で、アドバイザー・サービスは無料だが、実費分は中小企業が負担する<sup>21</sup>。
- ・ Export Communications Review：言葉や文化の障害がある中小企業に対し、認定資格をもつコミュニケーション・コンサルタントが、当該企業の製品紹介・カタログ、海外向けウェブサイト、海外顧客との電話やりとりなど、海外の顧客とのコミュニケーションの状況を診断し、改善にむけた具体的方策を提言する。(費用は1件あたり、500ポンド+税で、(従業員250人未満)の中小企業で輸出実績があり、2年以上貿易していれば、最初の3回分の診断はUKTIから50%の補助をうけられる。
- ・ 中堅企業の輸出支援プログラム(Medium-Sized Business Programme)：売上が25～250万ポンドの中堅企業に対して、新市場の開拓や輸出企業となるために必要な助言を国際貿易アドバイザーが、期限を設けず、集中的に行う。「Plan for Growth」で始まった新施策で、約8,900の中堅企業すべてを支援対象候補とし、このうち診断・助言を求める企業はこのアドバイザー・サービスを活用できる。2015年3月までに1,500社支援を目標に掲げている<sup>22</sup>。この背景には、英国の中堅企業はドイツやイタリアに比べて、EU域外への輸出パフォーマンスが劣っているとの焦りがある<sup>23</sup>。
- ・ Aid-Funded Business Services：援助ビジネスは年間で総額1,400億ドルの規模をもつという認識のもと、UKTIが関心ある企業(規模にかかわらず)国際機関やDFID、EU援助からの調達情報を提供するもの。DFIDについては、DFIDの調達担当部署が定期的にセミナーを行う。UKTIはAid-Funded Business Servicesの国内照会先を設けるとともに、海外においても国際機関やEU等の本部が所在する国の大使館が情報収集に協力する。

このほか、大型案件受注のための支援(High Value Opportunities)や、展示会出展、市場調査、海外ミッションへの支援等といった各種支援メニューがある<sup>24</sup>。また、Strategic Relations Teamを設置し、戦略的に重要な投資企業や輸出企業に対しては、UKTIが特別チームを作って全政府を調整して、顧客に対応する体制を敷いている。現在、76企業(国籍を問わず、日本企業も含まれている)が対象として選ばれている。

このように、UKTIは、中堅・中小企業の輸出促進、及び対英投資誘致を中心に取り組んでいる。後者については外資誘致による英国内の雇用創出効果を重視している。日本政府は中小企業の海外展開支援の一形態として、海外進出も推進しているが、英国では海外進出に対する政府の支援イニシアティブはみられない。一方、現在、日本政府は対日投資誘致を推進しており、JETRO

---

and Accounts 2013-14」。ちなみにJETROもハンズオンで有望輸出案件発掘支援をしているが、年間150～200件程度であり、UKTIの支援数は非常に多い。UKTIの国際貿易アドバイザーが実際にどのような支援をしているか、調べてみるのも興味深い。

<sup>21</sup> 2014年3月までの1年に1,749社が支援をうけ、年間目標の1,423社を上回った(出所は同上)。

<sup>22</sup> UKTI大臣が2014年1月にこの施策を発表し、夏までに8,900社すべてに対して、こうしたサービスの活用を招待するレターを出すことを明言。UKTIは4月に4百万ポンドの追加予算を得て、国際貿易アドバイザーを増員し、約3,000社に対する支援を拡充すること。

<sup>23</sup> 中堅企業のうちEU域外への輸出で利益をあげている企業の比率は、英国は17%にすぎないが、ドイツは25%、イタリアは30%である。

<sup>24</sup> UKTIが提供する輸出振興や投資誘致のための各種サービスについては、以下を参照。

<https://www.gov.uk/government/collections/uk-trade-and-investment-services-for-exporters>

また、Strategic Relations Teamについては以下を参照。

<https://www.gov.uk/government/groups/ukti-strategic-relations-team>

(ロンドン事務所)は日本進出に関心ある英国企業をターゲットした進出支援を行っている<sup>25</sup>。このようにJETROは対日投資促進(及び対英輸出の推進)、逆にUKTIは日本からの対英投資誘致と対日輸出の推進に取り組んでおり、相互の業務は補完的になっている。

## <ドイツ>

### 5. 経済協力開発省(BMZ)の新イニシアティブ

第3次メルケル政権(キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、及び社会民主党(SPD)の大連立)が2013年12月に発足し、保守派CSUのゲルド・ムラー氏が経済協力開発省(BMZ)大臣に就任した。第2次メルケル政権(CDUと自由民主党(FPD)の連立)では、中道右派FPDのダーク・ニーベル氏がBMZ大臣を務め、ドイツ企業の利益(市場開拓)を強く意識して、開発協力とビジネスとの連携を推進した。これに対し、ムラー大臣はかつて農業副大臣を務め、農業や持続的な経済開発に関心を持ち、またキリスト教の価値観を重視した開発協力を志向している。

ムラー大臣は次の3つを優先アジェンダとしている: ①農村開発、飢餓・貧困の撲滅、②難民への支援(難民を受け入れる国への支援、物資やシェルター提供等)、③中東・北アフリカ地域の安定化(脆弱国家支援、治安と開発・人道援助でより包括的なアプローチをとる)。①は、彼自身が強い関心をもつイシューである。②は、昨今のシリア、ウクライナ情勢等により、ドイツを含む欧州への難民流入の増加をうけた対応である。難民急増は欧州各国内に複雑な影響をもたらすし、そもそも難民キャンプで6~7年も生活すると「失われた世代」が生まれ、テロの温床になりかねない。③は②と関連しているが、「アラブの春」後の民主化・ガバナンス強化支援が重要になっていること、さらに中東・北アフリカ地域は再生可能エネルギーへの関心が高く、経済エネルギー省やドイツ企業も重視しているという背景もある。

また、ムラー大臣は就任後すぐに、今後の開発協力ビジョンを打ち出すべく、「未来のための憲章(Charter for the Future)」の策定作業とそのための国民対話プロセスを開始した。なお、ドイツは過去2年にわたり均衡予算を達成してきたが、2015年度予算もそれを維持、しかも2018年まで新規国債発行ゼロで取り組む計画である(これは1969年来はじめて)。安定成長をめざしながら、ODA予算は増加している(ただし、GNI比0.7%はコミットせず)。昨年、ドイツ政府は4年間でODA予算を総額20億ユーロ増やすことを表明しており、今年の増額はそれを含んだものである。

以下、Future Charter、ムラー大臣のもとでの民間セクター連携への取組を中心に記す。

#### (1) Charter for the Future—One World, Our Responsibility

新大臣のもとで、BMZは2014年初にFuture Charterの策定作業を開始した。本作業を統括するBMZ担当課長によれば、Future Charterを構想した背景、策定プロセスと方向性は次のとおりである<sup>26</sup>。

<sup>25</sup> JETRO シニア・アドバイザーの原田豊氏からのヒアリング。JETRO ロンドン事務所は英国コンサルタント会社(産業スペシャリスト)と契約を結び、英国企業の対日投資促進に取り組んでいる。英国はGDPに占める対内FDIの比率は54.4%だが、日本は3.5%と非常に低い(2012年末データ、UNCTAD「世界投資報告書2013年」)。しかも、対日直接投資残高は2008年をピークに横這い状態が続いている。「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)は、2020年の対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末、17.8兆円)する目標を掲げている。

<sup>26</sup> BMZの戦略的計画・マネジメント課長のマイケル・クラーク氏との面談にもとづく。クラーク課長が全体プロセスを統括し、大臣にレポートしている。

Future Charter を 2014 年中に策定する理由は、2015 年は 2 つの意味で重要な年であり、ドイツとして能動的関与したいという大臣の意向による。ひとつは、2015 年にポスト MDGs アジェンダが採択され、ユニバーサルな目標に国際社会が合意する見込みであること。もうひとつは、2015 年はドイツが G7 のホスト国であること。世界の一体化が進み、脆弱国家支援、新興国との連携、地球規模の様々な課題等に全ての関係者が取り組む必要がある(Development for ALL)。BMZ としては、「One World, Our Responsibility」をテーマに議論をおこすことで、ドイツ国民ひとりひとりが世界の開発問題について責任をもって考えて行動するよう、啓発する機会にしたいと考えている。これは開発教育の一環でもあり、開発協力への賛同者を増やす意味でも重要な機会である。また、新大臣は、着任後の最初の 1 年で Future Charter を策定し、残る在任期間で具体策を実施していきたいと考えているとのこと。

BMZ 大臣の下に特別チームが作られ、5 つのテーマ別ワーキンググループと定期的に会合をもって、全体のとりまとめ作業を行っている<sup>27</sup>。5 つのワーキンググループは「サステナビリティ」を中核コンセプトとし、4 つのサステナビリティ(①Ecological、②Social、③Economic、④Political & Cultural: Sustainability)と横断的テーマ(⑤Global Partnership)から構成されている。

特記すべき点は、BMZ は、単に文書を起草するだけでなく、開発協力に対する国民の関心を高めたいという意向をもち、多様なステークホルダーとの国民対話を通じて作業を進められていることである。将来を担う若い世代への働きかけを重視している点も注目される。また、Future Charter はビジョン文書で、通常の政策プロセスは経ずに、BMZ 大臣からメルケル首相に直接提出される。他省庁の了承、閣議決定や議会承認を得るものではないとのこと。これは、ニーベル前大臣のもとで 2011 年に策定された「Minds for Change: Enhancing Opportunities」とは性格が異なり、開発協力においてドイツ初の試みと言える。「Minds for Change」は BMZ が起草した政策文書で、ステークホルダー協議は限定的だった。

プロセスとしては、2014 年 1 月から準備が始まり、2 月にステークホルダーと個別協議を実施(CSO、教会グループ、民間セクター、州政府や都市の行政府等)、4 月に全てのステークホルダーを集め、約 400 名が参加してベルリンで「Future Charter」のアイデアを議論、パネルディスカッションが実施された。5 月にオンライン・ダイアログが開始され、1000 のコメントが寄せられた(個々の市民の意見)。続いて 6 月～9 月にかけて、5 つのテーマごとにステークホルダーとの協議、意見を集約する作業が実施された。各ワーキンググループは、アイデアの構想(2 ページ程度のインプット・ペーパーを作成)、ワークショップ開催、寄せられた意見のとりまとめを行った<sup>28</sup>。オープンなプロセスで、BMZ は自分の意見は打ち出さず(押し付けず)、聞き役に徹している。ワークショップ後、全体をとりまとめ、9 月 14 日に最初の Future Charter のドラフトが作成された(20 ページ程度)。約 2 週間オンラインでコメントを募集し、220 コメントが寄せられた。BMZ の特別チームは今後 2 週間で最終とりまとめ・起草作業を行い、11 月 24 日にムラー大臣からメルケル首相に最終ドラフトが提出される予定である。その際、首相、閣僚の半分、州政府大臣(5 人程度)が出席し、2,000～3,000 名が参加するイベントが開催される。若者達とのインターアクションもつくる予定とのこと。

Future Charter は、ドイツと世界がどのように相互依存しているかを示し、開発協力の重要性を訴

<sup>27</sup> 特別チームは 6～7 名で編成され、Future Charter の内容を検討する者、ワークショップ開催等のイベントを担当する者がいる。

<sup>28</sup> テーマ別に有識者が指名され、BMZ スタッフがワーキンググループの運営を補佐する。5 名の識者は、アカデミア、市民社会、ドイツ開発研究所(DIE)、ドイツ国際安全保障研究所(SWP)等から選ばれている。

え、多様なアクターが協働して新しいパートナーシップを形成しようと呼びかけるものである。現行ドラフトは次の点に触れている:①現状分析(我々を取り囲む状況、どこをめざすべきか、生命の尊厳等)。②自然資源、生態系のサステナビリティ、③サステナブルな成長、途上国の雇用問題、④人権や宗教グループの役割、文化の多様性の尊重。⑤イノベーション、技術革新、IT の重要性、⑥平和と治安・秩序安定、⑦新しいグローバルパートナーシップの重要性。Future Charter の策定後は、BMZ は毎年、実施レポートを作成して、広範な市民に発信し続けていく予定である。

## (2) 民間セクター連携

ムラー大臣は、民間セクター連携を推進しつつも、前任者と異なるアプローチをとりつつある。ニール前大臣がリベラルな市場経済を信奉し、ドイツ企業の利益を強く押し出したのに対し、ムラー大臣は、ドイツに伝統的な「社会的市場経済(Social Market Economy)」や、キリスト教の倫理を重視する。環境・社会・人権面でドイツ企業がもたらす価値を重視し、ロールモデルとしてドイツ企業が貢献することを望んでいる(例えば、人権尊重、適切な給与・待遇、労働組合への理解、透明性、よい行動基準、生態系保護)<sup>29</sup>。人道支援だけでなく、経済成長を通じた貧困撲滅をめざし、その実現において職業訓練や中小企業の役割等、ドイツの経験を活かしたいとの意向がある。アフリカへのドイツ企業の投資拡大についても、関心があるとのこと。

BMZ で民間セクター連携の担当課長によれば、ムラー大臣は「Profits は Sustainability の基本」と認識し、企業との連携に前向きである<sup>30</sup>。よって、現在、民間連携予算で実施中の事業については、効果が確認されたものは全て強化する意向とのこと。

ドイツでは BMZ が開発協力政策を担い、ODA 予算の大半を所管している。この中で、民間セクター連携の予算は通常の二国間援助プログラムと別に運営されている。ODA 予算は、①二国間援助プログラム(58カ国を重点支援国とし、「パートナー国」と位置づけて定期的に政策協議を行い、重点支援分野を3つに絞って協力する)<sup>31</sup>、②民間セクター連携(ドイツ企業を含む民間セクターとの連携促進)、③国際機関への拠出、④NGO、教会や政党関連財団との連携、に分けられる<sup>32</sup>。このうち、②の民間セクター連携の予算は、①の対象国よりも広範で、DAC リスト上の国であればドイツのパートナー国以外でも適用できる。①と②の支援は一定の整合性は求められるが、緩やかな連携でよいとされている。BMZ の民間連携予算は年間約 80 百万ユーロで、このうち、「develoPPP」と呼ばれる官民連携プログラムが予算規模では最も大きい(約 40 百万ユーロ)。ただし、80 百万ユーロは ODA 予算全体のごく一部にすぎず、また BMZ 内でも民間セクター連携への関心は未だ高くはない、といった実情についても、担当課長から共有された。

develoPPP.de はドイツと欧州企業を対象とした官民連携プログラムで、1999 年に PPP 制度(旧 PPP Facility)として始まり、2009 年の見直しで、develoPPP.de として改変された。開発課題の解決に貢献する事業に対し、ドイツ・欧州企業からの提案を審査し、コストシェアリングで支援する。今

<sup>29</sup> 例えば、繊維・縫製業において、綿花生産から紡績・織布、加工・染色、縫製等にいたるバリューチェーン全体で、サステナブルな生産をするよう、業界に義務付けたいとの考えをもっている。しかし、繊維・縫製業界は、グローバルに原材料の調達・加工、生産をしており、これは困難として難色を示している模様。

<sup>30</sup> BMZ の Ms. Ute Heinbush, Head of Division, Cooperation with the Private Sector との面談にもとづく。

<sup>31</sup> パートナー国には、「グローバル開発パートナー国」と呼ばれる新興国も含まれる(中核は、インド、インドネシア、ブラジル、メキシコ、南アフリカの 5 カ国)。これら新興国には、貧困削減支援でなく、地球規模課題やグローバルガバナンスへの貢献、政策制度上の改革等、国全体に波及効果がある持続可能な成長支援を行う。BMZ の定期的な政策協議の対象である。

<sup>32</sup> 政党系の財団は、国会の議席比率に応じて BMZ が予算を配分する。

まで約 1,700 案件が採択されている(年間 100 件強程度)。大別すると、①プロポーザル競争による案件選定を行う「Ideas Competition」(中小企業が主な対象で、200,000 ユーロを上限とした支援<sup>33</sup>、企業は費用の 50%を負担)、②複数国及び複数パートナーを対象として開発効果が大きい案件形成を実施機関が共同で行う「Strategic Alliance」(大企業も対象になり、官民による拠出合計が 750, 000 ユーロ以上、企業は費用の 50%を負担)の 2 つがある。①の「Ideas Competition」は年 4 回、アイデアを募集する。実施期間は 3 年以内である。以前、対象分野が細分化されていたが、中小企業にとって分かりにくいという指摘があり、2013 年にガイドラインを改定し、一本化された。develoPPP.de は、ドイツ国際協力公社(GIZ:技術協力、及び広範な海外ネットワーク)、ドイツ投資開発公社(DEG:民間企業への開発金融)、ドイツ経済開発職業訓練財団(SEQUA:職業教育訓練、商工会議所・経済団体とのネットワーク)という 3 組織が、それぞれ強みをもつ領域で、協力事業の審査・選定・実施支援をする。

具体例として、南アフリカに進出するドイツ企業が雇用する従業員を訓練する時に、より広範な利益を生むために地元の職業訓練校と連携して人材を育てる取組があげられた(企業は当面は 50 名を雇用するとしても、develoPPP.de の追加支援により 200~300 名を訓練し、学校と連携してサステナブルに産業人材を供給できるようにする)。また、再生可能エネルギー分野で、地場企業や経済団体に技術移転を図る協力についても言及があった。研修においては、develoPPP.de のロゴが入った印刷物を使用し、実施機関が先方政府や関係機関とのアポ取得を支援するので、特に中小企業にとっては当該国における信頼や評判を得るうえで、メリットがあるとの説明があった。こうしてみると、develoPPP.de は、インクルーシブ・ビジネス(IB、あるいは BOP ビジネス)を含む、ドイツ中小企業の海外展開支援のツールの一つになっていると言えよう。JICA が実施している様々な官民連携プログラムとも共通点がある。

develoPPP.de が(前身の PPP Facility から数えて)15 年目を迎えることをふまえ、BMZ は 2015 年に同プログラムの評価を実施し、今後の取組の参考にする予定である。現在、独立評価チームを設置準備中とのことだった(官民、研究者等の構成になる見込み)。今までの経験で得られた示唆として、特に中小企業からみた使いやすさを考えて、シンプルな仕組みにすること、プログラムの周知を強化する必要性について、複数の面談者から指摘があった。

この他、ドイツ学術交流会(DAAD)による、ドイツと現地の大学が連携して産業人材を育成するプログラム(高等教育、経営、技能者等)、国内・海外のドイツ商工会議所への開発協力専門家の派遣(開発協カスカウト、CIM 専門家)、職業教育訓練、といった民間セクター連携の取組について紹介があった(後 2 者については、後述)。

## 6. ドイツ国際協力公社(GIZ)

### (1) GIZ 再編の動き

GIZ は、2011 年 1 月に GTZ(技術協力)、InWent(研修)及び DED(専門家派遣)が統合して発足した。職員は 16,510 人で、約 7 割(11,000 人強)が現地でローカルスタッフとして雇用されている(2013 年 12 月末現在)<sup>34</sup>。統合により、GIZ は、技術協力の実施機関から脱却し、先進国・新興国・

<sup>33</sup> EU ルールにより、200,000 ユーロを超えては ODA で特定企業の資金支援ができないことによる。また、ドイツでは開発協力と企業支援とは、厳格に別れている。BMZ は開発協力、BMW はドイツ企業の国際ビジネス支援を担い、役割分担がある。

<sup>34</sup> ドイツ国内で雇用されている職員は 3,208 人で、このうち 1,289 人がプロジェクト・ベースでの雇用、残る 1,919

ドイツ国内、さらに国際機関を対象とした、幅広い国際協力の機能をもつようになった。当時、アフリカにおける中国の台頭、援助効果向上から開発効果向上への動き(プサン HLF)等の状況をふまえ、新 GIZ 設立にあたっては、ODA に限定されず、新しい時代の国際協力ができる組織にすべきという点でコンセンサスがあったとのこと。

また、2008 年にドイツ議会が BMZ 以外の省庁に対する ODA 予算配分の増額を認め<sup>35</sup>、これが転換点となって、BMZ 以外の省庁と GTZ(当時)との連携が拡大していった。経済技術省(BMWi)、外務省、環境省等は各省内に ODA ユニットの設置したが、多くの場合、途上国現場に広範なネットワークをもつ GTZ(現在の GIZ)を通じて ODA を実施することを選んだ。さらに 2009 年に就任したニーベル前大臣は民間セクター連携を推進したので、企業との連携も拡大した。こうして 2011 年の統合により、GIZ は幅広い国際協力の機能をもつ組織になった。一時は、GIZ の収入に占める BMZ 予算の割合は約 3 分の 2 に下がったが、現在は 75%で、残りが他省庁や他組織からの収入になっている。

4 年を経た現在、GIZ は再び組織を見直し中で、2015 年 1 月に新体制がスタートする予定である。GIZ サービスへの需要は増え、途上国だけでなく新興国や先進国でも業務の場が広がり<sup>36</sup>、また課題も気候変動の適応(中南米)、若者の雇用(中近東・北アフリカ)等、多岐にわたっている。広範で多様な連携を、より機動的に速く、効果的に行い、成果・インパクトを出せる国際協力組織になるにはどうすればよいか、という問題意識がある。めざすところは、①多様なプロジェクトを形成・実施しやすくする、②コストを削減する、③ODA だけでなく、市場のプレーヤーとの連携を強化する、という点である。ちなみに、GIZ は政府から人件費や運営費の補助を一切うけておらず、全ての経費をプロジェクトから捻出している。2011 年の統合により内外の拠点数が増え、固定費用が増えた。また常に、新たな支援手法の研究開発をする必要がある。受託プロジェクトでは通常、12.5~13%のオーバーヘッドを計上し、人件費・運営費に充当してきている。しかし、途上国や新興国で競争相手も出てきており、この価格が適切かどうか(高すぎないか?)を含めて見直す必要があるとのことだった。

## (2) 民間セクター連携

GIZ では民間セクター連携は、業務部門(地域部、コンサルティング部の IS 等)やセクター部門とは異なる、Specialized Business Units 部門に属している。民間セクター連携チームと面談し、GIZ の取組をヒアリングしたところ、以下、主な支援プログラムを記す(ただし、全てではない)。

- **develoPPP.de**: GIZ にとって、民間企業の活動を直接支援できる唯一のプログラム(1B のみならず、中小企業の海外展開支援を含む広範な民間連携ツール)。200,000ユーロを上限とする「Ideas Competition」では、GIZ は資金 and/or インカインドで企業に協力する。技術移転や TVET が典型例。750,000 ユーロ以上の「Strategic Alliance」においては、GIZ はインカインドまたはサービス提供で協力。
- **CSR: Responsible & Inclusive Business** を推進する。企業のコンプライアンス(人権尊重、汚職防止等)に焦点をあて、企業行動を開発志向に変えるよう働きかけている。Global Compact

---

人が本部(エッシュボーン、ボン、ベルリン)採用となっている(2013 年 12 月末時点)。

<sup>35</sup> BMZ 大臣、Heidemarie Wieczorek-Zeul 大臣(1998~2009 年)の時代に、MDGs 達成にむけた ODA 増額(ODA/GNI 比 0.7%)が国際的に活発に論じられ、ODA 予算・権限が BMZ に集中することを避けたいとの政治的駆け引きがあり(省庁間ポリティクス?)、議会で他省庁への ODA 予算を増額する決定がなされたとのこと。

<sup>36</sup> 例えば、EU のギリシャ支援プログラムの枠組で、GIZ はギリシャの行政改革、保健システム、地方行政等について改革支援を始めている。

Network Germany の運営も、これに含まれる。

- ・ インクルーシブ・ビジネス(IB)： IB で重要なセクターに焦点をあて、関心ある企業と一緒にダイアログを実施。セクター別に IB のビジネスモデルやアプローチ、事例、留意点等をまとめたガイダンス資料を作成し、官・民・市民社会の専門家を招いたワークショップと交流会を開催(2日間)。GTZ時代に始まり、今までエネルギー、農業、ICTセクター等でダイアログを実施し、ガイダンス資料を作成している。今年は6回目、住宅セクターに焦点をあてる。企業とのダイアログからIBのアイデアが生まれ、develoPPP.deに応募したり、GIZの二国間プログラムの中で実施される場合もあるとのこと。担当者によれば、ドイツ企業において、IBの成功事例はまだ少ないとのことだった。
- ・ 開発協力(EZ)スカウト： 国内の商工会議所や業界団体にGIZ専門家を外向させ(最大2年間)、これら団体でGIZや他の開発協力機関とのコンタクトパーソンとして活動する(例えば、中小企業に対して、官民連携の様々な支援ツールやdeveloPPP.deに関する情報提供)。ニーベル前大臣のもとで2011年に導入され、今までに28名の開発協力スカウトが派遣されている。現行プログラムは2015年まで続き、計30名の派遣が目標となっている。
- ・ ドイツ商工会議所(海外拠点)への専門家派遣： 海外のドイツ商工会議所(AHK)にCIM専門家を派遣し<sup>37</sup>、新興国・途上国現地において、ドイツ企業と開発協力機関のコンタクトパーソンとして活動する。現在、28カ国に32名のCIM専門家が配置されている。ムラー大臣は、今後はサブサハラ・アフリカを重視する予定。
- ・ Manager Training Program(Fit for Partnership)： 新興国や途上国の民間企業のマネージャーレベルを対象とした研修。国際ビジネスのパートナーとなる可能性がある現地中小企業とドイツ企業とのマッチングの基盤づくりをするもので、ドイツでの研修を含む。資金源によって、GIZは3種類の異なるプログラムを実施している(①BMZ、②BMWi、③バーバリアン州)。
- ・ Chambers and Associations Partnership Program： ドイツ商工会議所や業界団体が新興国や途上国の商工会議所等の能力強化を支援する。GIZはSEQUAに実施を委託(後述)。

ドイツ商工会議所は国内・海外ともに強いネットワークをもつ。内外のドイツ商工会議所等にGIZやCIMの専門家を派遣して、ドイツ企業と開発協力の接点として様々な情報提供をすることは、中小企業の海外展開支援の一つとも位置づけられ、興味深い(ただし、個別企業へのビジネス支援はできない)。また、ドイツの商工会議所・業界団体が相手国のカウンターパート機関の能力強化を支援することは、ドイツ商工会議所がまだない(=ドイツ進出企業が少なく、商工会議所が設置されていない)途上国におけるネットワーク構築にもなる。

これら既存の支援ツールとは別に、資源関連のメガプロジェクト(Extractive Industries)が国の開発に与える大きな影響に鑑み、資源国に対する開発協力のあり方を見直すべきである、といった根本的な問題提起がGIZ側からなされた。資源関連プロジェクトは規模が大きく、展開も速い。農業国が、天然資源の発見により、優先度が変わってしまい、農業開発が後回しになってしまう。天然資源から得られる収益を地域発展にどう使うか。メガプロジェクトで建設時に11,000人雇用しても、稼動し始めたら3,000人程度で足りるので雇用問題をどうするか。環境の持続可能性や産業構造の高度化にどう対応するか。こうした数々の課題を克服するためには、産業開発を含め、国全体の開発政策のあり方をしっかり考える必要がある。

---

<sup>37</sup> CIMはInternational Centre for Migration and Developmentの略。連邦雇用庁とBMZが共同管轄する機関で、1980年に設立された。GIZの下部組織として、70カ国に年間700名近い専門家を派遣している(2009年8月時点)。CIM専門家は相手国政府・組織との直接雇用契約となるので、ラインスタッフとして勤務する(この点で、GIZとの契約でアドバイザーとして派遣されるGIZ専門家は、性格が異なる)。



この意味で、GRIPS 開発フォーラムが JICA と共同でエチオピアにおいて首相や大臣クラスを巻き込んで実施している産業政策対話の内容、及び方法に強い関心が示された。多くの資源国は中央政府が弱いので、やる気がある地方・州レベルで政策対話ができないか。これは一企業による CSR を超え、まさに開発とビジネスの接点となる取組であり、相手国の産業開発への重要な貢献であるとの見解が示された。さらに、別途、面談した民間セクター連携チームからも、我々チームに対し、トピックを決めてより深く連携する可能性が打診された。

## 7. ドイツ投資開発公社 (DEG)

DEG は、ドイツ復興金融金庫 (KfW) グループに属する開発金融機関で、ドイツで 3 番目に大きい金融機関である<sup>38</sup>。1962 年に設立され、新興国・途上国の民間企業への投融資を主要業務とする (特に「Missing Middle」と言われる中小企業ファイナンス)。対象分野は、金融セクター (例えば、地場の中小企業金融機関)<sup>39</sup>、製造業、インフラ、アグリビジネス、サービスと多岐にわたる。2013 年の新規コミットメントは約 15 億ユーロで、地域別にはアジア (34%)、中南米 (28%)、アフリカ (22%)、東欧 (12%)、複数地域 (4%) となっている。最近、アフリカを戦略的ターゲットとしているが、アジアや中南米での事業が依然として多い。

DEG の投融資金額は、平均して 1 件あたり 10 百万ユーロである。現在、顧客の大半は新興国・途上国の中小企業や金融機関等であるが、ドイツ中小企業も対象に入っている。DEG の投融資額は (以前は 1 件あたり 5 百万ユーロ以上だったが)、ドイツ中小企業の要望をふまえ、2012 年から 1 件あたり 1 百万ユーロ以上に引き下げられた。

収益性については、通常の商業銀行と同様、二桁台のリターンをめざしている。ただし、案件ごとに異なる収益性の判断はあり、一部の Special Fund 等、より低い収益性でも認める場合もある。開発インパクトについては、DEG 独自の Corporate Policy Project Rating (GPR) システムにもとづき、事前・事後評価をする。事業の長期的収益性、開発効果・持続性 (税収、所得、雇用、技術移転、社会環境基準の遵守、その他)、DEG が果たす特別な役割、DEG 投資の収益性といった 4 つの観点を重視している。

この他、コア業務ではないが、develoPPP.de のもと BMZ 予算で、ドイツ・欧州企業が新興国・途上国でビジネスをするエントリーポイントとなる案件を支援している (200,000 ユーロ、50% のコストシェアリング)。さらに、ドイツ・欧州中小企業の海外進出のための市場調査や F/S 支援 (BMZ 予算)、ドイツ・地場企業のために気候変動の緩和のための革新的技術の導入支援 (BMW i 予算)、また DEG 資金を充当した技術協力も個別企業に対して行っている。

ドイツ中小企業の海外展開支援については、DEG は 2 種類のチャネルがある: ①ドイツ企業を通じてドイツ本社に融資して現地法人に資金を流す (親子ローン)、②プロジェクトファイナンスとして途上国の現地法人に資金を流す (リスクテイクする)。①の場合はドイツ国内の商業銀行が積極的にやらない部分において、DEG が支援する。ドイツの中小企業の国際化の状況については、課題ではあるが、日本ほどの緊急性はなく、政治的問題にもなっていないとのことだった。産業クラ

<sup>38</sup> KfW 復興金融公庫グループの国際金融部門は、IPEX 銀行、KfW 開発銀行、DEG から構成される。IPEX は主に大企業を主要な顧客として先進国ビジネスも業務対象に含むが DEG は中小企業が主な顧客で新興国・途上国でのビジネスが中心である。また、KfW 開発銀行は途上国への ODA 借款であり (公的機関)、それぞれ焦点をあてる顧客や国・地域が異なっている。

<sup>39</sup> DEG は、マイクロファイナンスは行っていない (金額が小さいこと、また KfW 開発銀行が支援しているため)。

スターが形成されているが、ドイツ企業と親企業の関係は日本ほどタイトではない模様。また、ベルリンの壁崩壊により、90年代初に東欧進出ブームがおこったが、もはやブームは終わっている。ドイツのFDIはヨーロッパが3分の2(東欧を含む)、残る3分の1で他地域(ブラジル、インド、ロシア、中国等)向けである。

## 8. 経済開発職業訓練財団(SEQUA)

SEQUAは1991年にドイツの経済団体の支援によって設立され、職業訓練を通じて民間セクター開発支援をする非営利団体である<sup>40</sup>。ドイツ産業界とのつながりが強く、4つの経済団体(ドイツ経営者協会(BDA)、ドイツ産業連合(BDI)、ドイツ商工会議所(DIHK)、ドイツ職能協会(ZDH))が株主となっている。2010年からGIZが株主に加わり、現在は4大経済団体が51%、GIZが49%の出資比率となっている。これにより、GIZがもつ国内・海外の広範なネットワークを動員できる。

ドイツは、「Dual Education System」(教育と職業訓練を平行して進める)の長い伝統がある。理論と実践を組み合わせた職業訓練が、①企業内、②職業教育訓練センター(州レベル)、③職業教育訓練センター(商工会議所、経済団体レベル)、の3レベルで実施される。例えば、DIHKは全国に500、ZDHは575の職業訓練センターをもつ。職業訓練をうけた後、技能検定試験を受験する。②と③では州と商工会議所が共同で技能検定試験をしており、共通の基準で資格認定が行われる。こうした、ドイツの職業訓練支援に相当するのが、カイゼン支援や中小企業診断士、日本型の生産管理システムの導入・普及とみることもできるのではないか。

SEQUAの主な受託先は、①BMZ(予算規模は最も大きい)、②外務省(北アフリカのTransformation Partnershipの一環)、③GIZ(二国間ODA案件の中で受託)、④EU等の国際機関、である。SEQUAは、経済団体や職業訓練センター、個別企業等のもつ経験を動員して、これら①～④の予算・事業に申請し、事業のマネジメント、コンサルティング、必要な事務手続きを行っている<sup>41</sup>。外務省との連携(②)は最近のことで、「アラブの春」以降、北アフリカに焦点をあてて立ち上がったイニシアティブ。チュニジアの若者の教育・職業訓練をドイツの商工会議所が実施し、失業問題への対応を支援している。既に2年間実施されており、延長される予定。より小規模だが、エジプトでも溶接分野で協力が始まるとのこと。

以下、BMZからの主な受託事業(SEQUA受託総額の約7割)を記す(ただし、全てではない)。develoPPP.deの予算が最も大きい。

- ・ Chamber and Associations Partnership Program(BMOパートナーシッププログラム)：職業教育訓練センターや商工会議所から専門家を派遣し、新興国・途上国の商工会議所や業界団体等の能力強化を支援(長期専門家の派遣、短期専門家による研修等、機材供与は限定的)。SEQUAが設立される前の1980年代に始まり、長年実施しており、200件の実績あり。
- ・ Vocational Education and Training (VET)Partnership Program：上記プログラムの中にあつた職業教育訓練コンポーネントを独立させて、2011年に始まった。例えば、タンザニアでハンブルグ商工会議所が同国の職業訓練施設に対して自動車、電子、観光業でパイロットコース

<sup>40</sup> 英語名はFoundation for Economic Development and Vocational Training。SEQUAが1991年に設立された背景として、東西冷戦が終わり、東欧諸国の市場経済化支援のために職業訓練が必要になったことがある。当初はハンガリーやポーランドが重点支援国だったが、これらの国々はやがてEUに加盟、SEQUAの支援対象は発展途上国に移った。現在は中東・北アフリカが重点支援国になっているが、ムラー-BMZ大臣はサブサハラ・アフリカへの支援も重視している。

<sup>41</sup> 通常は、これら団体が事業を提案する際にSEQUAを通じて申請し、また事業運営においてもSEQUAが事務手続きの支援や必要な助言をする。

を設置し、カリキュラム開発や指導員育成している。ドイツの Dual Education System を参考に、地元の 20 企業（地場、外資ともに）でインターンをさせる。ケニアでも、フランクフルトの商工会議所とケニアの商工会議所と一緒に、同国の職業訓練の仕組の改革に取り組んでいる。

- Vocational Education Export Initiative: 最近始まった BMZ のイニシャティブで、ドイツの職能団体の教育訓練組織の知見を途上国に共有する。語学の問題がなく途上国との協力に関心があるドイツの職業訓練センターを SEQUA がリストアップし、データベース化し、関心がある海外の機関に有料で情報提供する<sup>42</sup>。既にインド企業の事例がある。
- develoPPP.de: SEQUA は職業訓練を中心に、「Ideas Competition」のみに関わっている。（ただし、develoPPP.de は中小企業にあまり知られていない、手続きが複雑という不安をもたらしているなど、課題もあるとの指摘があった。SEQUA は、商工会議所や経済団体等でのイベント開催等を通じて、プロモーションに努めている。）

## 9. ドイツ貿易投資振興機関(GTAI)、商工会議所(DIHK/AHK)——中小企業の海外展開支援

ドイツでは貿易投資振興機関(GTAI)と、商工会議所の海外ネットワーク(AHK)が連携して、ドイツ企業の海外展開支援と国内への投資誘致を行っている。両組織とも BMWi から予算配分されるが、GTAI は 100%であるのに対し、AHK は必要経費の約 2 割しか配分をうけておらず、各国の AHK 所長が自主財源を確保しながら海外拠点を運営している。

### (1) ドイツ貿易投資振興機関(Germany Trade and Invest: GTAI)

GTAI は BMWi の実施機関で、①ドイツ在住企業の外国貿易の促進、②ドイツを技術拠点とする FDI 誘致を主な業務としている。海外市場へのアクセス支援や、ドイツに関心ある外資企業に対する情報提供・コンサルティング(最初のコンタクトポイント)を行っている。約 3 分の 2 の活動は外国貿易の関連である。(ドイツ企業の海外進出支援は、主要業務でない。)

外国貿易の促進については、関心ある在ドイツ企業に対し、国別・産業別レポートの作成、ビジネス環境(経済、税務、法律、通関等)の分析、国際プロジェクトに関する入札情報の提供、国際ビジネスの基礎知識の提供等を行う。加えて、市場アクセス支援として、中小企業向けの外国市場参入支援(Foreign Market Entry Program for SMEs: 国内セミナーによる海外情報の提供、海外ミッション、ビジネスマッチング等、5 つのモジュールあり)、業種別の市場情報提供、展示会参加の補助、等を行っている。(ただし、展示会の開催、輸出・投資保険は他の組織が担当。)また、海外展開に関する全ての情報を集約した、ドイツの外国貿易の公式ポータルサイト(iPOX)がある。70 機関が連携し、各国の産業レポート、ファイナンス、税の情報、各機関が提供している。

投資誘致においては、GTAI は、外資企業に対する政府レベルの最初のコンタクトポイントとして、ドイツの税・ファイナンス、地域ごとの産業の特色等を説明する。企業が投資する地域・場所を絞りこめば、州政府・機関につなぎ、より詳細な説明やコンサルティングへと進む(投資許可の取得は州レベル)。

GTAI は、ドイツ商工会議所の海外拠点(AHK)と連携して活動している。GTAI は海外では AHK のオフィスに人材を派遣し(基本的に AHK オフィスをシェア、50 カ所)、現地市場や産業に関する分

<sup>42</sup> 例えば、職能団体は国内に 575 の職業教育訓練センターをもちインフラ施設も整っているが、ドイツ企業を対象とした Dual Education だけでは施設稼働率が低い場合もあり、研修を受けたい海外企業があれば、ドイツ国内で受け入れるもの。国内の職業教育訓練センター施設の国際化にもつながる。

析調査、出版物を作成する。ドイツ企業の海外直接投資について、特に政府の政策イニシアティブはない。進出企業(あるいは検討中の企業)があれば、世界的ネットワークをもつ AHK が現地の詳細情報を提供し、工場立地、生産計画、法務、労務等に対するアドバイスを行う。

## (2)ドイツ商工会議所(DIHK)／海外ネットワーク(AHK)

DIHK はドイツの商工会議所を統括する全体ネットワークである。国内に 80 の商工会議所(IHK)がある。ドイツでは全ての企業が商工会議所に加盟することが義務付けられており、中小企業であっても<sup>43</sup>、いずれかの IHK のメンバーになっている。各地の IHK は国際部門、法務部門、訓練部門等をもち、海外市場の情報提供、職業訓練、起業支援等といった、ビジネス・サービスを提供している。ミュンヘンの IHK は大きく、100 名規模である。

海外には、AHK が 90 カ国に 120 拠点をもつ。BMW から DIHK 経由で、年間約 40 百万ユーロの支援が AHK に配分される。しかし、これは AHK の必要経費の 2 割程度にすぎないので、各国の AHK 所長(CEO)は自力で資金を確保しなければならない。AHK の主要な資金源は、①メンバーシップ・フィー(ドイツ企業だけでなく、ローカル企業もメンバーになれる)、②ビジネス・サービスの対価(有料)、そして③BMW から政府支援、である。③については、各 AHK が受ける支援額は国によって異なり、例えばミャンマーのようにドイツ企業の進出が少ない国(=メンバーシップ・フィーが少ない)は 8 割の支援をうける一方、欧州の AHK は政府から支援はもらえず、全ての経費を自力で確保する必要がある。(それゆえ、AHK の CEO は積極的に有料のビジネス・サービスを提供している。例えば、頻繁に海外の企業を連れてドイツを訪問し、ドイツ企業とのネットワーキングやビジネスマッチングを行っている。)ただし、進出企業数が一定規模にならないと、海外に AHK を設置するインセンティブが働かない、というジレンマがあるとのことだった。

ドイツ企業の海外進出支援について、AHK はオフィススペースの提供、ビジネスプランへのアドバイスをする。AHK は個々の企業への金融支援は行わず、情報・ネットワーク面の支援に焦点をあてている。別途、本年 9 月にベトナム(ホーチミン市)の AHK でヒアリングした際に、企業のビジネス・プロポーザルへのアドバイスには、最初の 1~2 時間は無料で相談に応じ、具体的な課題が見つかったら(市場参入、JV パートナー探し、体制面、原材料調達、流通等)、有料で調査を行っているとの説明をうけた。また AHK は数年前に、Partnership Support Program を導入したが、これは大企業の海外赴任者に対して、配偶者の就職の世話を現地で行うサービス。海外赴任において金銭面だけでなく、生活面でのインセンティブを提供する必要がでてきている。これはまた、AHK にとってもサービスの対価として、収入源になる。

BMZ 新大臣の民間企業との連携アプローチへの意見を聞いたところ、複雑な反応があった。政府はアフリカ投資を重視しているが、特別の支援をしてくれているわけではない。アフリカでは基礎インフラが未整備(輸送、エネルギー、水)。これらの条件が整わないと企業は進出できない。途上国の労働者の人権保護を重視せよ、環境に優しい投資をせよ等、よくいわれるが、その前にやるべきことがある。企業にとっては、イデオロギーよりもビジネス環境の整備がまず重要という意見も出された。

---

<sup>43</sup> ドイツの中小企業は、製造業の場合、従業員数 500 人未満、かつ年間売上高 50 百万ユーロ以下とされている(ドイツ中小企業研究所(IIfM)の定義)。これは日本の中小製造業の定義(従業員数 300 名未満、または資本金 3 億円以下)に比べて広義であり、実際には中堅企業も含まれていると思われる。なお、ドイツの中小企業はミッテルシュタンド(*Mittelstand*)と呼ばれる。

このようにドイツ政府の中小企業の海外展開支援は輸出振興支援が中心で、少なくとも中央政府レベルでは、日本のように海外進出を推進する政策プッシュはみられない。この理由には、ドイツの中小企業は日本より国際化が進んでいること(ただし、欧州が中心)、日本ほど厳格な系列関係になく、相対的に自立していることがあるようだ。これに対し、日本の中小企業は、日本型生産システムの崩壊や事業継承問題に直面し、海外進出も選択肢のひとつとして考えざるを得ない状況にある。それゆえ、近年、政府は ODA も活用して数々の支援策を導入しており、両国の中小企業を取り巻く環境には違いがある。

ただし、ドイツにも中小企業の海外進出を支援する仕組みはあり、特に商工会議所の海外拠点(AHK)が重要な役割を担っている。ODA を活用した支援もあり、官民連携プログラム(develoPPP.de)や内外の商工会議所への開発協力専門家の派遣、職業訓練を通じた現地人材の育成、相手国の商工会議所の能力強化支援(AHK が未だない国を含め)等が実施されている。

## 10. 日本への示唆

英国、ドイツともに新時代の到来をうけて、開発協力政策や体制の見直しを始めている。特に、英国における金融面の新しい動き(借款再導入、社会的投資・インパクトファンド等)、ドイツにおいて民間セクター連携を引き続き重視しながら、ドイツ企業もつ倫理的な価値や職業訓練等を重視した取組を推進している点は注目に値する。特にドイツは、日本と同様に産業開発を基盤に民間セクター連携を推進しており、参考にすべきである。

現在、日本でも ODA を動員して官民連携が推進されているが、開発協力の文脈においては、(短期的なビジネス関係だけでなく)日本が蓄積してきた経験・知見、培ってきた「価値」を示し、相手国と「共創」しながら世界に貢献していく方針を明確に打ち出すことが重要と感じた(例えば、「ものづくりパートナーシップ」や「都市づくりパートナーシップ」の ビジョン提示・具体化)。

多様な資金源やアクターとの連携が必要になる新時代において、英国、ドイツともに、ODA 資金とそれ以外の官民の資金を機動的に組み合わせて開発協力を実施している。世界の課題が多様化・複雑化する中、ODA 予算だけで全てに対応することは難しい。ODA 増額や民間資金の積極動員は言うまでもないが、公的支援において ODA に全てを詰め込まず、別予算(非 ODA)で必要な手当てをして、適切な場合には連携を図っていくことも重要ではないか。

ドイツが「未来憲章」の策定プロセスを参加型とし、世界のサステナビリティを中核コンセプトとして、将来を担う若者達を含め、啓発する機会にしている点は参考にすべきである。

最後に、中東・北アフリカの安定化、欧州への難民流入の増大は、脆弱国支援や人道支援等、今後の開発協력에大きな影響を与えると思われる。

以上

別添1: 日程

別添2: 訪問先と面談者リスト

## 英国・ドイツ現地調査(2014年10月9-17日)の日程・訪問先

## 調査メンバー

Izumi Ohno	Professor, National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS), Tokyo, Japan
Akemi Nagashima	Research Associate, National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS), Tokyo, Japan

## 調査スケジュール

日時		日程		
10月	9	木	AM	UK Trade & Investment (UKTI)
			AM	The Embassy of JAPAN in UK
			PM	JICA UK
			PM	Department for International Development (DFID)
			PM	Dinner Meeting with JICA
	10	金	AM	The Commonwealth Development Corporation (CDC)
			AM	Foreign and Commonwealth Office (FCO)
			PM	Overseas Development Institute (ODI)
			PM	Business Council for Africa (BCA UK)
			PM	Dinner Meeting with Ms. Debbie Warrener, consultant
	11	土	NOON	Lunch Meeting with JETRO London, Senior Advisor
	12	日	PM	Leaving from London to Bonn/Cologne
			PM	Arriving at Bonn/Cologne from London
	13	月	AM	German Society for International Cooperation (GIZ) Bonn
			AM	Federal Ministry for Economic Cooperation (BMZ) Bonn
			AM	German Development Institute (DIE)
	14	火	AM	Foundation for Economic Development and Vocational Training (Sequa)
			PM	German Investment Corporation (DEG)/KfW, Cologne
			PM	Leaving from Bonn/Cologne to Berlin
			PM	Arriving at Berlin
15	水	AM	GIZ Berlin	
		PM	BMZ Berlin	
16	木	AM	Germany Trade and Invest (GTAI)	
		PM	Association for German Chambers of Commerce and Industry (DIHK) Berlin	
17	金	AM	GIZ Berlin	
		PM	Lunch together with GIZ participants	
		PM	Leaving from Berlin to London (IO)	
		PM	Leaving from London to Haneda (IO)	
18	土	AM	Leaving from Berlin to Narita: Transit at Paris (AN)	
		PM	Arriving at Haneda (IO)	
19	日	AM	Arriving at Narita (AN)	

## 訪問先・面談者

## 政府関係機関・研究所等

## 【英国】

組織名	担当者	役職
UK Trade & Investment (UKTI)	Tony Dewick	Assistant Director, Regional Directorate
	Guy Bromley	Assistant Director, Trade Development, International Unit
	Laura Demetris	Policy and Network Development
Department for International Development (DFID)	Fiona Lawless	Cross-Whitehall and Business Secondments Leader
	Heather Scott Rankin	Africa Regional Dept.
	Ilyas Malek	Africa Prosperity Lead, Africa Strategy Unit (FCO)
	Jenni Eatough	Emerging Powers Team Leader
Foreign and Commonwealth Office (FCO)	Alex Naqvi	Head of ODA Team
	Tom Philcher	Deputy Head of ODA Team
Commonwealth Development Corporation (CDC)	Alex MacGillivray	Director, Development Impact
Business Council for Africa (BCA UK)	Patrick Orr	Chairman
Overseas Development Institute (ODI)	Dirk Willem	Head of Economic Development Group
	Alberto Lemma	Research Officer, International Economics Development Group
	Jodie Keane	Research Fellow, International Economic Development

## 【ドイツ】

組織	担当者	役職
Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ) Bonn	Ute Heinbuch	Head of Division for Private Sector
	Heideeinde Riedel	Assistant
BMZ Berlin	Michael Krake	Head of Division, Division L2, Strategic Planning and Management
German Society for International Cooperation (GIZ) Bonn	Konstanze Lang	Senior Project Manager, Knowledge Sharing and Learning
GIZ Berlin	Klaus Bruckner	Director of GIZ-Representation Berlin
	Thomas Rolf	Senior Manager, Product Development, Business Unit
	Silke Trumm	Senior Manager, Strategic Marketing, Development Cooperation Scouts, Business Unit
	Andrea Donath	Project Manager, Product Development
GIZ Eschborn	Kurt Janssen	Head of Product Development, Business Unit-Private Sector Cooperation
	Arno D. Tomowski	Director, Business Unit-Portfolio Development Raw Materials
German Investment Corporation (DEG)/KfW	Alexander A. Klein	Senior Economist, Corporate Strategy and Development Policy
	Fabian Scheifele	Corporate Strategy and Development Policy
Germany Trade and Invest (GTAI)	Carolin Ratzeburg	Manager Asia/Pacific, Trade Department
Association of German Chambers and Commerce and Industry (DIHK)	Heiko Schwiderowski	Director Foreign Trade, Development Policy, International Economic Policy
Foundation for Economic Development and Vocational Training (Sequa)	Susanne Sattlegger	Head of Programme Management I / Client Manager BMZ-develoPPP.de
German Development Institute (DIE)	Christine Hackenesch	Researcher, Bi- and Multilateral Development Cooperation

## 日本の政府関係機関

## 【英国】

組織	担当者	役職
The Embassy of JAPAN in UK	Hiroshi Matuura	Minister
	Mayuri Hirata	First Secretary
JICA UK office	Hirotaaka Nakamura	Permanent Representative
JETRO London	Yutaka Harada	Senior Advisor (and Managing Director, Japan Europe Business Support (JEBS) Ltd)